

環境県民局 資 料	№ 8
--------------	-----

令和7年7月18日
課 名 環境県民局県民活動課
担当者 課長 佐伯
内 線 2739

次期「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」の 策定について

1 要旨・目的

「広島県再犯防止推進計画」が令和7年度で終了することから、引き続き、犯罪・非行をした人の更生支援を計画的に推進するため、次期計画を策定する。

2 現状・背景

再犯防止推進法の施行（平成28年）、国の再犯防止推進計画（平成30年）を踏まえ、令和3年3月に「広島県再犯防止推進計画」を策定した。

犯罪・非行をした人が、社会復帰への意欲を持ち、地域社会の理解と協力を得て、将来への希望を持って立ち直りに取り組むことができ、再び社会を構成する一員となり、犯罪被害者を生み出さない社会の実現に向け、関係機関・団体と連携を図りながら施策を推進している。

3 概要

(1) 計画の位置づけ

- 「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」（計画期間：令和3年度～令和12年度）における、多様性を認め合い支え合う地域共生社会の推進及び安全・安心な広島県の実現に向けた分野別計画
- 再犯防止推進法第8条に基づく県計画

(2) 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

(3) 基本理念・目指す姿

再犯防止推進法に掲げる「基本理念」及び国の「再犯防止推進計画」に掲げる「基本方針」を踏まえて取り組む。

【国の「再犯防止推進計画」に掲げる基本方針（概要）】

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進すること。
- ② 刑事司法手続きのあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施すること。
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施すること。
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施すること。
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成すること。

4 想定スケジュール

- 生活福祉保健委員会での骨子案説明 R8.3
- 生活福祉保健委員会での素案説明 R8.4
- 県民意見募集（パブリックコメント）の実施 R8.4
- 生活福祉保健委員会での審議 R8.5
- 次期計画策定 R8.6